

産業建設分科会 会議録

日 時 令和2年9月15日（火曜日）

午前10時開会 午後0時38分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 勝田 達也

副委員長 小坂 博

委 員 内田 卓男

委 員 柏村 忠志

委 員 寺内 充

委 員 矢口 清

委 員 柳澤 明

委 員 平石 勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（13名）

都市産業部長 船沢 一郎

農林水産課長 佐藤 亨

商工観光課長 羽成 健之

都市計画課長 飯泉 貴史

建築指導課長 櫻井 良哉

建設部長 岡田 美徳

道路管理課長 浅岡 武徳

道路建設課長 草間 正志

住宅営繕課長 皆藤 秀宏

公園街路課長 室町 和徳

下水道課長 和田 利昭

水道課長 黒須 清一

農業委員会事務局長 下村 浩

事務局職員出席者 松本 裕司

傍聴者 なし

議員 田子 優奈

○**勝田委員長** ただ今から予算決算委員会・産業建設分科会を開催いたします。委員の皆さまにお願いです。審査の中で、委員長報告に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする際に、意見として入れたい旨をお話してください。それでは審査に入ります。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について付託されました案件を議題といたします。執行部より第5款について、順次説明願います。

○**下村農業委員会事務局長** 農業委員会事務局です。よろしくお願いいたします。決算書の213ページ、214ページをお開きください。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第3条1項の規定により、市町村に設置されております。5款農林水産業費をお願いいたします。1項農業費1目農業委員会費の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の減によるものです。14節使用料及び賃借料につきましては、公用車及びパソコンのリース料等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、6件の負担金となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐藤農林水産課長** 農林水産課でございます。2目農業総務費から御説明申し上げます。

農業総務費は、例年の農林関係の一般経費で、職員人件費、特別会計への繰出金が多なものです。補正予算については、12月議会において人事異動に伴う給与等の補正を行なったものです。3目農業振興費は、農業振興地域の管理事業や、野菜、花き、果樹などの振興対策のほか、人・農地プランの策定など、地域農業の振興や、農業経営の安定を図るための事業が、主なもの。補正予算につきましては、3月議会において、この後御説明申し上げます、新規就農者の支援金である農業次世代人材投資資金などの事業費を実績に基づき、補正減したものです。1節報酬は、農地の貸手と借手のマッチング作業等を行うコーディネーターを雇用しておりますので、その1名分の報酬費や、イノシシの捕獲処分に対しての報酬。また、不用額につきましては、当初見込みの雇用期間より短かったことによるものです。11節需要費は、イノシシ捕獲のためのワナの購入費用、土浦市農業センターの施設の修繕費用となります。備考欄にございます有害鳥獣捕獲委託料は、イノシシによる農作物や市民生活に対する被害防止のため、猟友会への罠設置などの捕獲委託経費一式でございます。19節の負担金補助及び交付金のうち、負担金では、備考欄にございますが、土浦農業改良普及事業推進協議会負担金から茨城をたべよう運動推進協議会まで、農業振興取組各団体に対する負担金でございます。次

の補助金ですが一番下の農業用廃プラスチック処理事業補助金は、農業者から排出されるハウス用の廃プラスチック等の円滑処理を推進する土浦市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会の運営及び処理経費に対する補助金であります。次の217、218ページをお願いします。備考欄1つ目にございます農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物の食害を防ぐためJAが主体となって、イノシシ、カラス、ムクドリ等の、捕獲活動を行うことへの補助金です。次、2つ下の農業次世代人材投資資金は、人・農地プランに位置づけられた新規就農者が、経営が安定するまでの最大5年間、就農支援のために給付するもので、8経営体に対して給付しております。交付金の環境保全型農業直接支払交付金は、環境保全に効果の高い有機農業の取組に対し、交付されるもので、1団体に交付しました。機構集積協力金は、平成27年度から実施されている農地中間管理事業を取り組む地域において、機構にまとまった農地を貸付けた場合に、その地域の取組に対して支援をする交付金で、県から市に交付され、市から地域及び耕作者に交付されます。4目水田農業構造改革対策費は、米の生産調整推進のための経費が主なものです。8節報償費は、各農家への農業に関する配布物や各種事業実施の取りまとめなどを依頼する農家組合長への報償費です。19節負担金補助及び交付金の中の産地づくり対策支援事業補助金は、米の生産調整のために、転作作物の定着化を図るもので、生産調整を実施した個人と集落に助成を図っているものです。また、経営所得安定対策推進事業費補助金は、転作、米、畑などの転作等の手続を行う市から土浦市農業再生協議会への、10分の10、国からの補助による事務費補助です。5目農業近代化対策費の19節負担金補助及び交付金の農業経営基盤強化資金利子助成補給金は、認定農業者が、農業施設整備及び農業機械導入時の、借入れに対する県と市2分の1の利子助成です。21節貸付金については、優良種苗導入貸付金で、JAを通して、花きの生産部会に対して、グラジオラスなどの球根導入資金として、貸し付けるものですが、申請がなかったことから、3月議会において補正予算額にあるとおり、全額補正減させていただいたものです。6目農業担い手育成対策費は、担い手育成のための農業経営士の活動助成と、担い手生産組織育成事業が主なものでございます。需用費は、認定農業者や、新規就農者の相談会や審査会などのお茶代ですが、昨年度は環境に考慮し控えさせていただきましたので、執行はありません。7目畜産業費は、伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業などがございます。補正予算につきましては、後ほど説明いたします共同畜舎の工事費の差金及びこの豚コレラの防御柵補助金の事業費確定により補助金の実費額を減額したものであります。13節委託料から次の15節工事請負費までは、共同畜舎関連経費になりますが、共同畜舎については、旧新治村時代に下坂田地区に建設し、合併して市が引き継いだもので、敷地の2名の地権者に対して借り入れて、同額を利用者から土地賃借料を歳入していたものですが利用者の事業終了に伴い、返還されることとなっ

たことから、老朽化の施設は解体し、土地は地主に返還するというもので、委託料については、土地返還に際して必要となる借地の境界測量委託で、14節使用料及び賃借料は、土地は昨年中に返還となりますが年額で借り入れている敷地の借地料でございます。次の219、220ページをお願いします。15節工事請負費は、その共同畜舎の解体工事費と、現状復旧するため植林などの整地工事費であります。19節負担金補助及び交付金の負担金は、茨城県畜産協会に対するもので、市町村や農業関係団体等により構成されており、団体事業活動に伴う負担金でございます。補助金については、豚の伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業等に対する補助金です。備考欄の一番下にあります、豚コレラ侵入防止緊急対策事業費補助金は新規です。豚コレラについて現在は豚熱と名称が変更になっていますが、この豚熱という豚の病気はイノシシを媒体とする例があることから、昨年10月に、その対策として国県市の支援策である補助制度を設けた上で、畜産農家に対してイノシシの防御柵を設置することが義務化されたもので、昨年の12月議会に5経営体に対する、市の補助率である8分の1の事業費補助を計上させていただいたものです。220ページの事故繰越しについては、今年度の6月議会でも御報告させていただきましたが、当初は各畜産業者の施工する防御柵は全て年度内に完成予定であったため、繰越明許による繰越し措置は行っておりませんでした。年度末ごろから急速なコロナウイルスの影響があり、防御柵に必要な資材の製品納入が困難となり、2件の畜産農家が設置できなかったため、事故繰越しとさせていただいたものであります。なお、4月には完了しております。8目農地費は、市内にあります土地改良区等の指導育成に係る経費、農道・かんがい排水の整備に係る経費、霞ヶ浦用水事業・県営事業等の事業負担金の支出でございます。補正予算につきましては、後ほど説明しますが、多面的機能交付金の国の追加交付に伴い交付金の増額等を行ったものです。予備費の充用につきましては、当初予算で想定できなかった台風や大雨による農道の土留めと法面の崩れの緊急補修等に措置したものです。13節委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、農道整備事業における測量・実施設計、農林水産課において管理している施設の管理、さらには、草刈・側溝清掃等の委託料となっております。委託料の備考欄の真ん中下のかんがい排水及び農道整備実施設計及び測量委託の繰越分につきましては、常名地区の農道整備事業が平成30年度国庫補助金の追加採択されたことに伴いまして、事業を前倒して実施するために、12月議会にて補正予算を頂き、さらに全額繰越させていただいたものです。次のページをお願いします。15節工事請負費です。備考欄の一番上のPCB設備交換工事費については、上備前川排水機場のトランスにPCBが含まれていることから交換工事を行ったものです。かんがい排水及び農道整備工事費については、農地内の農道及び農業用排水路の整備を行なうもので、かんがい排水1件、農道整備3件、合計4件の工事請負費です。また、備考欄の3段目の繰越

分につきましては、農道の電柱移設に時間を要したことなどから、1件の農道整備について、令和元年度に繰越したものであります。このページの一番上の真ん中にあります繰越明許費につきましては、工事着手時期について、農閑期から工事する必要があったことから、年度内の工事完了が見込めず、繰越明許を設定させていただいたものです。

19節負担金補助及び交付金です。負担金の主な内容については、次のページにありますが、各土地改良区への運営負担金や、国・県の事業に対する負担金と、協議会等に対する負担金です。次の223、224ページをお願いします。一番上は木田余地区のパイプライン整備に伴う基盤整備事業に係る市負担金であり、いずれも県事業によって進められているものであります。交付金の多面的機能支払交付金は、農地・農業用水路等の保全に取り組む地域・団体に対して、活動エリアの農用地の面積に応じて、交付金を交付し、農地の環境保全を図って頂くもので、9団体に交付しております。国の追加交付があったことから、補正予算で増額計上をさせていただいております。23節償還金利子及び割引料です。備考欄にございます多面的機能支払交付金返還金については、制度上、この事業は計画期間が24年度から30年度とされ、それまで繰越していた交付金の残余を令和元年度に清算することとなるため、残余を市に返還し、さらに市から市負担分を、国・県に返還するものです。2項1目林業振興費は、林業振興のための民有林への造林事業や緑の少年隊事業を実施しております。13節委託料は、備考欄にございます身近なみどり整備推進事業の委託料となります。この身近なみどり整備推進事業は、森林湖沼環境税の財源を活用した事業で、民有林の下草刈りや、間伐などの整備を実施し、荒廃した身近な森林の復元・整備を進めるもの県補助100パーセントの事業です。次に19節負担金補助及び交付金です。負担金については、備考欄にございます県南林業会から茨城県緑化推進機構まで、土浦市が加入しております3団体への事業活動運営に対する負担金でございます。次の225、226ページをお願いします。25節積立金の備考欄の土浦市森林環境譲与税基金積立金ですが、令和元年度に施行された、森林環境譲与税制度により、市町村に森林面積や人口などにより、配分されるものであり、本市は、土浦市森林環境譲与税基金条例を制定して、基金造成の上、積立てるものです。本年度は、この積立金を活用して、森林所有者への森林管理のアンケートや、森林整備等の事業化に向けての現地調査委託、県産材を使った木材の啓発品の制作などを行っています。3項1目水産業振興費となります。こちらは、水産業振興のため、広域的な協議会への活動助成を行なうものです。19節負担金補助及び交付金の中の負担金につきましては、備考欄にございます霞ヶ浦北浦水産振興協議会負担金から霞ヶ浦北浦水産資源増大対策事業負担金までは、霞ヶ浦や県内の水産資源の増大や、水産加工品の開発や啓発活動する団体や取組に対する負担金となります。農林水産課は、以上となります。

○勝田委員長 ありがとうございます。ここまでで、御質問、御意見はございますか。

○平石委員 1点教えていただきたいんですけど、216、218の有害鳥獣捕獲の件についてお話があったんですが、特にあの216ページの有害鳥獣捕獲委託料平成30年度に比べて約半分ですが、減少した理由について教えていただけますか。

○佐藤農林水産課長 こちらにつきましては、市の委託の中で前年度は、委託料のほうに捕獲の部分も入っていたのですが、令和元年度は国と県の補助がそれぞれ入ることから、その部分は抜き出して報償費に頭数を持ってきたことから、頭数については、イノシシについては70と前年度より増えているところでございますけれど、捕獲した頭数を委託料から報償費に持ってきたということで、減っているところでございます。

○平石委員 ありがとうございます。捕獲数が増えているということがあったんですけども、そういったこともあって、今年は目撃情報が少ないということにもなっているのでしょうか。

○佐藤農林水産課長 目撃情報につきましては、令和元年度が格段に増えているところでございます。しかも民家のほうに近づいている状況でございます。捕獲頭数については、なかなか増えない状況となっておりますが目撃情報が増えているところでございます。

○内田委員 霞ヶ浦の水害に関係してくるところだけでも、排水溝の構造について教えて欲しい。揚水機運営費補助金が絡む話だと思うんだけど、その辺の話を教えてほしい。それと、湛水とかんがいの違いを教えてください。以上です。

○佐藤農林水産課長 まず第一排水機場と、第二排水機場というものがございまして、第一排水機場というのは、管理が運営協議会形式になっておりまして、土浦市と、つくば市、地元の土地改良区で管理しているところでございます。

○内田委員 第一はどこにあるの。藤沢新田にあるやつか。

○佐藤農林水産課長 藤沢新田です。

○内田委員 第二はどこ。

○佐藤農林水産課長 坂田です。川の側道のところですよ。

○内田委員 それはどこを見ればいいのか。

○佐藤農林水産課長 第一排水機場につきましては、222ページの新治地区湛水防除で、第二排水機場につきましては、220ページあります委託料の中の3段目電気保安委託、ポンプ等点検委託が第二排水機場の分でございます。湛水防除の湛水は、溢れるのを防ぐという意味で、第一排水機場につきましては、大雨等が降った場合にポンプを動かしまして、桜川のほうに排出するようなものなので、災害などの対策にもなっているところでございます。

○内田委員 湛水とかんがいの違いを教えてください。

○佐藤農林水産課長 湛水は、排水の方ですね。溢れるほどの水を防除するという意味で湛水防除です。かんがいのほうは、強制的に水路などを整備して、水を供給するものでございます。

○内田委員 あと、霞ヶ浦用水事業というのは、どういうものなのかな。水の事はよく分からないんですよ。

○佐藤農林水産課長 霞ヶ浦用水推進協議会負担金というのがございまして、こちらというのが、いわゆる霞ヶ浦の国や県が主導で行っている水資源機構と、そういったところが行っている大規模な事業がございまして、その事業における土浦市の負担金を計上しているというものでございまして、土浦市と13市町村が加入してございます。こちら農農業用水と工業用水と、それから普通の水道と、そういうものを霞ヶ浦用水事業で行っているところです。

○内田委員 霞ヶ浦用水事業というのは、2千万の。

○佐藤農林水産課長 霞ヶ浦用水事業は、平成4年から41年度までに、水資源機構と国営事業の行っている事業の償還金を計上しているところでございます。それを受益面積の割合に対して、各市町村の負担割合で出しているところでございまして、本市は3.58パーセントが受益負担となっているところでございます。

○勝田委員長 よろしいでしょうか。

○内田委員 よく分かっていないところもありますが、いいでしょう。

○柏村委員 内田さんとの関連ですけれども、今の222ページの、霞ヶ浦農業用水の推移、そうですね、20年とその前の5年前の2つを教えてくださいませんか。

○佐藤農林水産課長 推移については一覧表のようなもので提示させていただいたほうがよろしいでしょうか。

○柏村委員 それからもうひとつ、林業面積、県と土浦市の、林業全体の面積と活用面積、林業者を教えてください。最新のものです。

○佐藤農林水産課長 まず、土浦市の林業面積でございますけれど、479ヘクタールでございまして、林業人口は、7名でございます。それから県全体でございますが、私有林の人口面積でございますけれど、8568ヘクタールと、林業の人口は751人となっています。

○柏村委員 はい、分かりました。

○内田委員 224ページの揚水機運営補助金とは何か。

○佐藤農林水産課長 こちらは昭和40年代から60年代にかけまして、市の都市下水道事業を行った場合に、既存の水路を都市下水路として活用した経緯がございまして、その場合の用水を確保するための保障機能ということで、その際に設置した用水の代わりに設置したパイプラインの管理に対する補助でございまして、こちらについては、電

気代や修繕でございますね、こういったものを100パーセント補助しているというものでございます。

○内田委員 これは、どこへ補助しているの。それが分からないんだよ。

○佐藤農林水産課長 用水事業という団体に補助しているものでございます。

○内田委員 それ、どういう団体なのかプリントしてくれる。後でいいから。

○勝田委員長 よろしいでしょうか。それでは続いて、第6款について御説明をお願いします。

○羽成商工観光課長 6款商工費です、225、226ページをお願いします。1目商工総務費は、職員の人件費です。補正予算額は、12月議会において人事異動に伴う増額補正を行ったものです。続きまして、2目商工業振興費です。こちらは中小企業商工業者への経営安定化支援、そして中小企業で働く勤労者への支援、商工会議所・商工会への事業支援、さらに、勤労者総合福祉センターワークヒル土浦の運営経費等です。補正予算額ですが、こちらは自治金融の利子補給金の^{あつせん}幹旋件数及び^{あつせん}幹旋金額が、当初の見込みよりも少なかったことから、3月議会において減額補正したものです。また、予備費ですが、こちらはワークヒル土浦の施設修繕に伴う費用に充用したものです。11節ですが、需用費のうち修繕料につきましては、94万円を予備費から充用していますが、ワークヒル土浦の館内空調の元となる冷温水ポンプから異音が発生し、早急な対応が必要な状態にあったことから、修繕を行ったものです。13節委託料ですが、土浦商工会議所に委託をしている融資の^{あつせん}幹旋事務、そして、勤労者総合福祉センターワークヒルの指定管理料です。不用額については、指定管理料の戻入れです。続いて、19節負担金補助及び交付金です。負担金につきましては、備考欄に記載の4団体に対する負担金で、前年同金額となっています。補助金ですが、主なものとしては、自治振興金融の保証料補給金及び利子補給金、また、商工会議所及び商工会などに対する補助金や企業誘致奨励金です。自治振興金融は、信用保証協会の保証付き融資でして、融資^{あつせん}幹旋とともに信用保証料の全額補助や利子補給を実施し、事業者の負担軽減を図っているものです。また、企業誘致奨励金は、雇用機会の創出や税収の増加を目的に設けている制度ですが、元年度は、おおつ野のダイユーエイトやスーパーマルモなどをはじめとした5社の工場や事業所など、新增設に係る固定資産税等相当額を交付したものです。また、不用額ですが、利子補給金については減額補正を行ったものの、見込以上に^{あつせん}幹旋件数などが少なかったことから約170万円、保証料補給金は約800万円不用額が出ています。その他に、移住・新規就業者の支援に係る新たな事業として実施を予定していました、わくわく茨城生活実現事業の経費320万円につきましては、今回交付実績がありませんでしたので、全額不用額となっています。21節貸付金につきましては、中小企業振興育成預託金が、常陽銀行ほか6行、中小企業労働者共済会預託金が中央労働金庫への預託

金となっています。続いて、3目商業近代化促進事業費です。こちらは、中心市街地活性化の推進を図るための経費です。8節報償費ですが、こちらは2月、3月に開催を予定していた創業セミナーの講師料です。新型コロナウイルスの影響により、セミナーを中止としたため、未執行となっています。229、230ページをお願いします、13節委託料です。備考欄に記載のにぎわい創出事業を実施したものです。まちなか交流ステーション運営については、引き続き地域情報などを発信し、コミュニティー形成の場を設けるため、モール505商店会と契約をしています。19節負担金補助及び交付金ですが、備考欄に記載の3事業に対する補助金です。中心市街地開業支援事業補助金は、中心市街地の空き店舗に新規開業する者に対する家賃の一部補助で、元年度は10事業者に補助をしています。食のまちづくり推進事業委託料は、カレーフェスティバル開催にかかる委託料です。活性化バス運行事業補助金は、NPOまちづくり活性化土浦が運行しているバスの運営費に対する補助金です。続いて、4目勤労青少年ホーム運営費です。補正予算額は、12月議会において人事異動に伴う減額補正を行ったものです。1節報酬は非常勤職員の人件費、2節から4節については、ホーム職員の人件費です。8節報償費ですが、こちらは、ホーム主催の各種講座に係る講師謝礼です。13節委託料については、施設の保守管理などに係る記載の業務となっています。続いて、5目観光費です。こちらは、観光事業全般に関わる経費をはじめ、観光PRやまちかど蔵、小町ふれあい広場、霞浦の湯など観光施設の整備・維持管理、観光協会や産業文化事業団の運営、また、キララまつりなどの各種イベントに係る経費です。

補正予算額は、各節にて説明しますが、広域サイクルーズ事業への増額補正、小町の館の駐車場整備に係る増額補正などを行ったものです。また、予備費については、国民宿舎水郷霞浦の湯の設備修繕に充用したものです。8節報償費です。こちらは、観光基本計画に基づく有識者会議の委員に対する報酬などでしたが、新型コロナの影響により会議が中止となりましたことから不用額が出ているところです。11節需用費のうち、修繕料について49万5千円を予備費から充用していますが、こちらは、霞浦の湯の温水循環ろ過設備の不具合により、営業ができなくなったことから急ぎ修繕を行わせていただいたものです。231、232ページをお願いします。13節委託料ですが、備考欄に記載の仮設トイレ清掃をはじめ、全11の観光振興業務に係る委託料です。

6月議会にて、小町の館新設駐車場整備の境界測量に係る費用45万円と、サイクリング推進事業に係る300万円を増額補正しています。小町の館の新設駐車場に係る費用については、工事や財産購入などのところでも出てきますが、ハイキング客の増加に伴う路上駐車解消と観光客増加に対応するため、これまでの69台分の駐車場に加え、新たに51台分を整備し合計120台分としたものです。また、サイクリング推進事業では、市内散走ツアーをはじめ、乗り方教室やサイクルーズなど様々な事業があり、予算

を増額補正させていただいたところでしたが、サイクルーズの運航では、新型コロナの影響を受け、3月の運航が取りやめになったことなどから約220万円不用が出ています。その他、国民宿舎水郷霞浦の湯の指定管理においては、修繕による営業中止に加え、こちらも新型コロナの影響で3月を閉館としたことなどから約180万円の不用額が生じています。15節工事請負費から18節備品購入費ですが、いずれも小町の館の新設駐車場に係るもので、9月議会にて全額をそれぞれ増額補正しています。15節工事請負費ですが、新設駐車場の整備工事費でして、先ほど申し上げた51台分の駐車場の整地・舗装などとなっています。16節公有財産購入費は、新設駐車場用地1,987平方メートルの用地取得費です。18節備品購入費は、駐車場に設置した案内看板3枚の購入費です。19節負担金補助及び交付金ですが、まず、負担金については、備考欄に記載の6団体に対する負担金です。県が主体となる団体や、近隣都市で組織する広域観光にかかる団体です。補助金ですけれど、主なものとしては、観光協会や産業文化事業団などの人件費事務費など運営に係る補助や、各種イベントへの補助となっています。続いて、6目花火大会費です。補正予算額ですが、花火大会前日の大雨により栈敷席や観客が駅へ帰る際の常磐線下の道路が冠水してしまったことから、その復旧作業に係る経費などについて、増額補正をしたものです。こちらは、19節負担金補助及び交付金として、花火大会開催に係る経費にあてています。また、予備費ですが、花火大会については、昨年、一昨年と危険区域外で事故が続いたことなどから、打ち上げ方法などの見直しと合わせ、今後の安定的な大会継続に向けた取組が求められているところです。そのようなことから、13節委託料に充用をし、現会場における問題点の洗い出しなどの業務を行ったものです。説明は以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。それではここまでの質問、御意見はございますでしょうか。

○柏村委員 228ページの、土浦商工会議所と新治の商工会議所の決算の収支を出していただきたい。それからその下の企業誘致奨励金も、どのような成果が出ているのか聞きたいです。それと232ページの観光客の動態について調査結果を教えてください。以上です。

○羽成商工観光課長 今の3点につきましては後ほど資料を提供させていただきたいと存じます。

○勝田委員長 ほかにございますでしょうか。

○内田委員 今の関連なんですけど、企業誘致奨励金は、どういうところに出しているのですか。今お話しいただいても資料で後ほど出していただいても結構です。

○羽成商工観光課長 合わせて、後ほど資料でお出しさせていただきたいと存じます。

○内田委員 それで結構です。

○勝田委員長 それでは後ほどお願いします。ほかにございますか。

○柳澤委員 232ページ、霞浦の湯ね。昨年は3月から休業ですか、コロナで。それを踏まえて、指定管理料と、入湯料の差額を分かれば。私は以前一般質問でやったように、私は霞浦の湯は、もう廃止しなさいという立場なんです。ですから以前とどのぐらい変わってきたか、5年位前のデータがあれば紙でお願いします。

○羽成商工観光課長 推移につままして後でまとめて提示させていただきたいと存じます。

○柳澤委員 あと入場者、料金と、市が負担している分と。プラスにはなっていないと思うんで。

○勝田委員長 それでは後ほどお願いします。ほかにございますか。では、引き続き説明をお願いします。

○皆藤住宅営繕課長 はい、委員長、住宅営繕課です。決算書の233、234ページをお願いします。7款土木費、1目土木総務費をお願いします。土木総務費は、住宅営繕課営繕係、旧道路課地籍係の職員の人件費、合計13名分と設計の際に使用するデジタル複合機に係る予算が主なものでございます。235、236ページをお願いします。

13節委託料は、備考欄記載のとおり、設計の際に使用するために賃借しておりますデジタル複合機1台分に係る保守管理委託でございます。次に、14節使用料及び賃借料でございますが、備考欄に記載のある権利使用料は、公共工事で使用する営繕単価を使用するための使用料でございます。デジタル複合機借り上げ料は、13節委託料で説明しましたデジタル複合機1台分の借上料でございます。説明は以上でございます。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。引き続き、235、236ページをお願いいたします。2目地籍調査費でございます。この事業は、調査区域、一筆ごとの土地につままして、境界の位置や面積について測量などの調査を行うものでございます。

本市におきましては、昭和33年度に調査を開始し、94.47平方キロメートルに対しまして、90.10平方キロメートル、率としまして、95.4パーセントの地域について調査が完了した状況でございます。主な節について、御説明いたします。13節委託料の地籍測量委託料は、右記地区の現地調査、及び一筆ごとの地籍測量などを実施したものでございます。14節使用料及び賃借料のシステム使用料は、地籍図及び土地情報の管理、成果品の交付や事務処理など、日常業務の効率化を図るため、導入しております、地籍調査システムの使用料でございます。続きまして、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路における後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連します各協議会などへの負担金でございます。補正予算は、道路台帳加除補正委託料におきまして、手野町の圃場整備地区における道路台帳を再整備したことによる補正増、更には、

県主体の事業であります急傾斜地崩壊対策事業費におきまして、県の事業費の確定に伴い、市の負担額が減少したことから、減額の補正をしたものでございます。それでは、主な節について御説明いたします。１２節役務費でございます。２３７、２３８ページをお願いいたします。１２節役務費の登記料は、未改良道路などにおきまして、後退用地の寄附申出等に伴い、分筆した上、所有権を本市に移すため、土地家屋調査士協会及び司法書士協会へ支払いました登記料１８件分でございます。１３節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等に伴い、道路幅員や形状に変更があったものや、民間の開発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際に、その道路情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加・修正等を毎年行っているものでございます。１４節使用料及び賃貸料のシステム使用料は、道路改良工事などに伴う測量・設計委託費や工事費を積算するための土木設計積算システムの使用料でございます。１９節負担金補助及び交付金の備考欄にあります下から３つ目の急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、平成２４年度より進めております木田余地区の宝積寺付近から東真鍋地区までの、北側斜面において実施しております補強工事の負担金と、東真鍋地区の土浦第二中学校の南側斜面において実施しました調査設計の負担金でございます。事業費に対する負担割合につきましては、事業費の４５パーセントが国の負担、県負担も４５パーセント、市が１０パーセントを負担するものでございます。続きまして、２目道路維持費でございます。こちらは、市道の舗装修繕や、橋梁の補修といった維持管理に係る経費でございます。補正予算につきましては、橋梁耐震補強工事におきまして、国の交付金が追加配分されましたことから、補正増をしたもの、また舗装打換工事におきまして、国の交付金が減額となりましたことから、補正減をしたものでございます。それでは、主な節について御説明いたします。２３９、２４０ページをお願いいたします。１３節委託料は、道路の草刈や、路面及び側溝の清掃、街路樹剪定業務などの管理委託を実施したもののほか、橋梁耐震補強設計委託料は、地震による橋の落下を防止するための設計でありまして、橋梁詳細設計委託料は、橋の劣化箇所^{せんにい}の補修や塗装など、予防修繕によって長寿命化を図るための設計委託でございます。橋梁定期点検委託料は、道路法施行規則の一部改正により、橋梁の点検を５年に一度の頻度で行うことが義務付けられたことに伴い、本市におきましても、平成３０年度までに一巡目の点検が完了いたしました。このため、昨年度、平成２３年度に策定いたしました土浦市の橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行った上で、昨年度より２巡目の点検に着手したものでございます。１５節工事請負費は、道路の舗装や排水施設などの補修を行う一般補修工事や、舗装打換工事などを実施したものでございます。また、耐震補強工事につきましては、橋脚の補強や、落橋防止などの工事を行ったものでございます。２４１、２４２ページをお願いいたします。備考欄の、橋梁長寿命化修繕工

事につきましては、橋梁^{きょうりょう}の塗装や橋げたのジョイントの部品などの補修、交換、コンクリートのひび割れを補修するといった予防的な修繕を行ったものでございます。16節原材料費は、主に道路補修事務所で使用するアスファルト合材や碎石等の購入費用でございます。道路管理課は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き241, 242ページをお願いいたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や実施設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償等の費用でございます。それでは、主な節につきまして、御説明いたします。13節委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託したものでございます。15節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事を実施したものでございます。同じく15節下から2項目目の交通安全施設工事は、道路の区画線を引き直したものでございます。その下の、バリアフリー化工事費は、川口二丁目地内にあります、ジェイコムスタジアム外周道路の歩道部分におきまして、茨城国体開催前までに、段差や勾配をなくし、バリアフリー化を図ることで、誰もが歩きやすい歩道へと改修したものでございます。17節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。実績としましては、現年度、繰越を合わせまして、28路線の各地権者82名から102筆を取得したものでございます。22節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償金でございます。道路拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となった電柱や水道、ガス管といった地下埋設物の移設に要した費用でございます。3目道路新設改良費につきましては、以上でございます。続きまして、243, 244ページをお願いいたします。3項河川費でございます。1目河川総務費につきましては、茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されております排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。それでは、主な節につきまして、御説明いたします。13節委託料は、旧備前川などの草刈委託料のほか備前川排水機場のポンプ2台、新川排水機場のポンプ4台の保守点検料及び運転管理に必要な検査費用などでございます。15節工事請負費は、イオン北側の旧備前川管理用道路の路肩につきまして、コンクリート柵板による法敷補修工事を行ったものでございます。以上が、3項河川費1目河川総務費でございます。道路建設課は以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく243, 244ページ下段の2目排水路維持費をお願いします。排水路維持費は、雨水調整池や都市下水路などの清掃、浚渫^{しゅんせつ}、修繕などの経費でございます。主な節について御説明いたします。245, 246ページをお願いします。上段の11節需用費の備考欄に記載の修繕料は、水路等の修繕11件分でございます。13節委託料の排水路等清掃委託料は、水路施設などの清掃や草刈

りなど、５０件分を行ったものでございます。１５節工事請負費は、排水路の蓋掛け、及び防護柵の設置工事などを行ったものです。続きまして、３目排水路整備事業費をお願いします。この事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備に係る経費でございます。補正につきましては、人事異動に伴う人件費の減による補正でございます。

主な節について御説明いたします。１３節委託料は、西根竹の入都市下水路及び荒川沖都市下水路の改修に先立ちました実施設計並びに小松１丁目地内の排水路整備に伴い、測量調査を委託したものでございます。１５節工事請負費の補助分は、防衛省の補助金を活用した西根竹の入都市下水路の整備及び単独分は、小松一丁目のほか、２路線の排水路整備を行ったものでございます。なお、繰越明許費は、荒川沖駅付近における荒川沖都市下水路の蓋掛け整備を予定したところですが、地元や荒川沖小学校との施工協議に時間を要したことから、翌年に繰り越したものでございます。また、２２節の補償補填及び賠償金につきましても、荒川沖都市下水路の整備に伴いました、支障物等の移設補償費として、繰り越したものでございます。下水道課からは、以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますか。

○柏村委員 ２３６ページの１３節の地籍測量の委託料とその下の訴訟について説明してください。

○浅岡道路管理課長 こちらについては、昭和５５年に実施しました下高津地内の実績調査におきまして、違法行為によって地目変更があったことによる訴訟の終結に伴いまして顧問弁護士に支払いました委託料となっておりましてございます。地籍測量委託料につきましては、右粂地区の現地調査及び一筆ごとの地籍調査等実施したものの費用でございます。

○柏村委員 地籍測量を１０年位の単位でそれをなくしていくのが、頭にあったものですから、それに関連するのかなあと思って質問したんですが、それに関連はないんですか。

○浅岡道路管理課長 地籍調査となっておりますが国土調査のことを示しております。

○柏村委員 失礼しました、勘違いしておりました。

○勝田委員長 それでは１時間経ちましたのでここで途中ですけれど、５分間休憩をさせてもらってよろしいですか。

(午前１１時００分休憩)

(午前１１時０５分再開)

○勝田委員長 再開します。飯泉都市計画課長からお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課から説明をさせていただきます。決算書２４７、２４８ページをお願いいたします。４項都市計画費の１目都市計画総務費でございます。都市計画総務費につきましては、主に都市計画事業にかかる経常的な経費となっております。

ます。補正予算額につきましては、亀城モール整備工事費、協働のまちづくり基金を用いました協働のまちづくりファンド事業につきまして、未執行となりましたことから、3月議会において、減額の補正をさせていただいたものでございます。それでは主な項目について、説明をさせていただきます。1節報酬及び4行下でございます8節報償費についてでございますが、こちらは、都市計画課が事務局を務めております都市計画審議会バリアフリー推進協議会の委員報酬となっております。都市計画審議会につきましては、昨年度、協議をいただく案件がなかったことから、執行率が低くなっているものでございます。13節委託料5件のうち、地域地区等調査委託料につきましては、本年度予定をしております都市計画の定期見直しの事前調査といたしまして、土地利用の現況等の調査を実施したものでございます。19節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、茨城県都市計画協会負担金を始め、国道の整備促進など15の団体等に対する負担金のほか、250ページの補助金につきましては、土浦駅から玉造駅間を運行しております霞ヶ浦広域バスへの運行対策費補助金など、4つの事業に対する補助金となっております。22節補償補填及び賠償金につきましては、亀城モール整備事業に関する補償となっており、その一部につきましては、繰越をさせていただいているものでございます。一番下でございます28節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計繰出金等でございます。1目の説明は、以上でございます。

○室町公園街路課長 続きまして、公園街路課でございます。251、252ページをお願いします。2目都市施設管理費は、土浦駅東西の駅前広場、荒川沖駅東西の駅前広場、神立駅自由通路、モール505などの都市施設の維持管理及び土浦駅西口広場の改修に要する経費で、執行率95.5パーセントです。主な節につきまして説明いたします。

13節委託料は、土浦駅、荒川沖駅前広場、モール505等の清掃や保守点検など施設管理18件の業務委託料となっております。15節工事請負費です。都市施設の改修工事が主なもので、備考欄にございます土浦駅西口エスカレーター改修工事費については、設置後16年経過し経年劣化が著しいことから、エスカレーターのステップ交換工事を行いました。公園街路課からの説明は、以上となります。

○櫻井建築指導課長 同じく251、252ページをお願いします。3目建築指導費でございます。建築指導費は、建築確認や開発行為等における許認可等の審査や検査などの事務に係る経常的経費及び委託料が主なものでございます。補正につきましては、人件費等が主なものであります。それでは1節より説明させていただきます。1節報酬は、非常勤職員1人分の報酬で、建築確認申請などの書類及び台帳の事務処理全般です。2節給料から4節の共済費までは、職員11名分の人件費でございます。253ページをお願いします。9節旅費は、県外で開催された会議・研修に出席した費用でございます。

1 1 節需用費は、消耗品費等でございます。消耗品費の主なものはセットバック杭と図書追録となります。1 2 節役務費は、建築基準法に基づく特定行政庁としての団体賠償責任保険料でございます。1 3 節委託料は、建築確認データ入力等委託料、既存建築物の耐震診断委託料及び3月議会で繰越を行いました指定道路台帳策定委託料となります。

1 4 節使用料及び賃借料は、建築行政共用データベース使用料及び同パソコン賃借料となります。1 9 節負担金補助及び交付金の内補助金の住宅等災害復旧資金利子補給金は、東日本大震災によるもので令和5年まで補給いたします。建築指導費は以上であります。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。続きまして、4目土地区画整理費につきまして、説明をさせていただきます。土地区画整理費につきましては、現在進めております神立駅周辺地区の整備などの経費となっております。下から2行目1 3 節委託料のうち、神立駅周辺地区 都市再生整備事業につきましては、神立駅西口の土地区画整理事業の関連事業といたしまして、神立駅東口広場の実施設計等に関する費用となっております。1 4 節使用料及び賃借料につきましては、穴塚大池周辺地区を訪れる方々の利便性向上を図るため、仮設トイレ1基の借り上げをしているものでございます。2 5 5、2 5 6 ページをお願いいたします。

1 9 節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金といたしまして、事業費及び事務費、そして土浦市からの派遣職員の人件費を負担金としているものでございます。4目の説明は以上となります。

○室町公園街路課長 続きまして、公園街路課でございます。5目常名虫掛線街路事業費は、並木地内市道Ⅰ級4 4号線旧国道1 2 5号から虫掛新田地内まで、に要する経費で、執行率90パーセントです。補正減につきましては、事業費確定によるもので、ほかの街路事業について同様となります。1 3 節委託料は4件の委託で、備考欄にございます、道路排水路設計委託は、未整備区間の道路予備設計及び流末排水路の詳細設計と地質調査の2件です。道路修正設計につきましては、現在供用開始を予定しております、常名地区の交差点について、県警本部との交差点協議により交差点改良工事を行うための交差点設計及び用地測量の委託でございます。1 5 節工事請負費は、道路改良工事4件の外5件の付帯工事を行ったものです。なお、前回の委員会の時にお話しさせていただきましたが、来月に供用開始を予定しております。次に、6目神立停車場街路事業費は、神立駅西口区画整理地内から西への道路整備に要する経費で、執行率95.6パーセントで、今年の3月に区画整理地内の暫定整備を含めて供用開始しております。1 3 節委託料の繰越明許につきましては、道路整備完了後の境界復元測量及び供用開始後の交通量調査を行うために繰越を行ったものです。2 5 7、2 5 8 ページをお願いします。

1 5 節工事請負費につきましては、神立区画整理地内の工事費で、繰越明許費につきましては、供用後の安全対策工事として、令和2年度に繰越をしております。次に、7目

真鍋神林線延伸道路整備事業費は、真鍋二丁目地内国道125号線から田中二丁目地内県道小野土浦線までの延長1,320メートルの道路で、平成31年3月に全線供用開始したところです。13節委託料及び15節工事請負費は、管理移管に伴う、道路境界確定図作成、交通安全施設設置工事を行ったものです。次に、8目田村沖宿線延伸道路整備事業費は、おおつ野地内国道354号線から神立東二丁目を経由し、かすみがうら市との行政界までの延長2,900メートルの道路整備に要する経費で、執行率97.95パーセントです。13節委託料につきましては、県移管部分の道路台帳修正や道路境界確定図作成等の委託等の7件の委託を行ったものです。259,260ページをお願いします。15節工事請負費は、5件の道路改良工事及び付帯工事を行い、Ⅰ期事業区間については、今年の3月に事業完了したところです。なお、Ⅱ期事業区間については、かすみがうら市の行政界が含む区間であることから、現在、かすみがうら市と事業化に向けて協議を行っているところです。次に、9目荒川沖木田余線街路事業費は、木田余地内国道354号交差点から川口2丁目地内、ローブ前交差点までの延長2,300メートルを幅員18メートルから25メートルで4車線化拡幅整備に要する経費で、執行率47パーセントです。13節委託料は、Ⅱ期事業区間として、流域下水道事務所前交差点から、ローブ前交差点までの区間、県事業区間を除いた路線の道路予備設計及び新川に架かる天王橋の橋梁^{きょうりょう}の予備設計の2件の委託で、今後事業認可を取得し、事業化を進めてまいります。15節工事請負費につきましては、4件の道路改良及び付帯工事で、繰越明許費については、用地補償の交渉に不測の日数を要したことから、令和2年度に繰越をしております。17節公有財産購入費は、道路用地取得費です。なお、未買収地については、4名6筆ございますことから、引き続き、事業に協力頂けるよう交渉をしております。次に10目木田余神立線街路事業費は、神立工業団地内の幹線道路からかすみがうら市の行政界までの328mの区間の事業に関する経費で、執行率99.9パーセントです。261,262ページをお願いします。17節公有財産購入費は、道路用地取得費です。22節補償補填及び賠償金につきましては、建物の物件補償です。11目公園費は、市内の274箇所の公園及び緑地等の維持管理に要する経費です。執行率は、98.7パーセントです。主な節につきまして説明いたします。8節報償費は、霞ヶ浦総合公園の花蓮、乙戸沼公園の花菖蒲、その他植物全般に渡り、生育などの監理をお願いしている公園アドバイザー1名の報償です。13節委託料は、公園の維持管理、清掃などの委託料です。主な委託につきまして説明いたします。備考欄上から8行目都市公園等管理委託料は、乙戸沼公園など主要な33箇所の都市公園及び154箇所の小公園の樹木剪定^{せんてい}、薬剤散布、除草、低木施肥などの業務を14件に分けて委託したものです。263,264ページをお願いします。15節工事請負費は、8箇所の公園のブロック塀及びフェンス改修工事を実施したほか、公園遊具新設工事等を実施

したものです。次に、１２目霞ヶ浦総合公園整備事業費は、霞ヶ浦総合公園の維持管理に要する経費で、執行率は、９８．３パーセントです。１３節委託料は、霞ヶ浦総合公園の管理委託料、風車周辺の草花の植付け及び花蓮植替え等の管理の９件に関する経費であります。

２６５，２６６ページをお願いします。１５節工事請負費備考欄記載のテニスコート修繕工事費については、経年劣化が著しいことから、年度計画で全面修繕を行うもので、Ａコート２面の張替え工事を行いました。残りのテニスコートについても、年次計画で修繕工事を行ってまいります。次に、１３目都市緑化事業費は、桜川緑地など２７箇所
の緑地の維持管理費及び都市緑化の促進のための経費であります。執行率は、９３パーセントです。１３節委託料は、緑地の除草、^{せんてい}剪定等１２件の業務委託を実施したものです。１５節工事請負費の備考欄、都市緑地散策路改修工事は、小野生活環境保全林散策路の整備で、防護柵が腐食したため、擬木柵を３３メートル設置したものです。２６７，２６８ページをお願いします。次に、１４目総合運動公園建設費は、常名運動公園建設に伴う取得済み用地の維持管理に要する経費です。執行率は、９９．９パーセントです。１３節委託料は、取得済み用地の草刈等１０件の委託料です。１５節工事請負費は、暫定広場整備工事費は広場周りに防球ネットを設置した工事費です。私からの説明は、以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。続きまして、１５目開発費につきまして、説明をさせていただきます。開発費につきましては、中心市街地活性化基本計画に関する事業費のほか、平成３０年度末、川口二丁目地区に整備をいたしましたりんりんポート土浦に関する運営経費等となってございます。１１節需用費の消耗品費、光熱水費及び１２節役務費の通信運搬費、保険料につきましては、りんりんポート土浦に要する費用となってございます。１３節委託料のうち、５つ目にございます運営管理事務委託料につきましては、りんりんポート土浦の運営管理委託料となってございます。また、委託料の一番下でございます民間事業者進出支援委託料につきましては、川口二丁目の京成ホテル跡地の市有地のうち、りんりんポート土浦の敷地部分を除く約３．９ヘクタール部分につきまして、民間活力の導入による賑わい創出を目指し、民間事業者へのヒアリング等を実施いたしました。が、本年度は、サウンディング型市場調査等を実施することにより、民間企業が進出可能な条件等を整理、検討しているものでございます。２６９ページ、２７０ページをお願いいたします。１９節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、全国の１７都市で組織しております中心市街地活性化推進協議会への負担金のほか、３つの協議会等への負担金となってございます。その下の補助金につきましては、土浦商工会議所が中心となって組織しております土浦市中心市街地活性化協議会の運営に対する補助金のほか、中心市街地への定住を促進することにより、

活力と賑わいのある中心市街地の再生を目的として、実施をしておりますまちなか賃貸住宅家賃及びまちなか住宅購入に対する補助金となっております。15目の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** それではここまでで、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。なきようですので、次は第11款から説明お願いしたいと思います。

○**佐藤農林水産課長** 農林水産課でございます。331, 332ページをお願いします。一番下の表になります。1項1目農業施設災害復旧費を御説明申し上げます。農業施設災害復旧費につきましては、主に昨年9月の台風15号及び10月の台風19号等により、被災した農業施設の復旧等を支援するもので、専決処分による補正予算並びに、予備費充当により対応したものです。11節需用費の備考欄修繕料は、農業公社にある農産物加工センターの屋根の緊急修繕であります。333, 334ページをお願いします。13節委託料については、台風により農林水産課で管理する鶴沼公園内の樹木の枝が折れたことによる、それらの樹木伐採処分及び台風の大雨により田戸部地内の農道に圃場のわらが散乱したため、その撤去処分に要した委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、備考欄にございます土浦市農協系統農業災害資金利子給付金は、台風により被害を受けた農業者が、農協関係の資金で融資を受けて、農業用施設等の復旧をする場合に、農業者の負担軽減のために、県と協調して利子助成を行うもので、平成30年度の台風24号分の継続案件9件と、令和元年度の台風15, 19号の4件合わせて申込み11件分の給付金です。28節繰出金は、備考欄にありますように、台風19号による農業集落排水施設の緊急修繕に要した経費を農業集落排水特別会計に繰出したものです。具体的には、中堅ポンプの受電器を設置している電柱が、強風により傾いたものを、修理したものであります。農林水産課は、以上です。

○**櫻井建築指導課長** 引続き333ページをお願いします。2項土木関係災害復旧費1目都市施設災害復旧費につきましては、東日本大震災及び令和元年度に発生しました台風15号, 19号の復旧費用であります。11節需用費の修繕料は、台風15号に伴う市営南ヶ丘住宅内集会所の屋根修繕及び霞ヶ浦総合公園内の藤棚修繕ほかであります。12節役務費の手数料は、東日本大震災に伴う民間賃貸住宅借上げ事業住宅更新料2件分であります。13節委託料は、台風15号等による倒木処理及び台風19号による住宅応急修理の費用であります。14節使用料及び賃借料は、東日本大震災による応急仮設住宅の民間賃貸住宅の借上げ料であります。19節負担金補助及び交付金は、台風19号による被災住宅復旧緊急支援事業補助金の補正を12月議会で行い、3月に繰越明許繰越分を行っております。都市施設災害復旧費は、以上であります。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。引き続き、333, 334ページでございます。2目道路橋梁災害復旧費でございます。こちらの予算は、令和元年9月9

日に被害を及ぼした台風１５号の関連経費として、予備費より充用したもの、また、同年１０月１２日から１４日にかけて被害を及ぼした台風１９号の関連経費として、１０月１３日付けで第６回の補正予算が専決されたものでございます。１３節委託料は、台風１５号及び１９号の強風により、道路上に倒木があったものの倒木処理委託料、合計１４件分でございます。このうち、台風１５号の委託料につきましては、予備費から１７６万１、０００円の充用により対応したものでございます。続いて、１５節工事請負費は、台風１９号の大雨により、市道の路肩付近の碎石路盤が流されたため、補修を行ったものでございます。以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ここまでの御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特別会計について、説明をお願いします。

○室町公園街路課長 公園街路課です。３４１，３４２ページをお願いいたします。公共用地先行取得事業特別会計につきまして、御説明をいたします。まず、歳入の収入済額でございますが、５億７，４８０万７，１９６円となっております。１枚おめくりいただきまして、３４３，３４４ページを御覧いただきまして、歳出の支出済額でございますが、こちらも５億７，４８０万７，１９６円となっております。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、３４７，３４８ページをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。１目１節一般会計繰入金でございますが、常名虫掛線街路事業ほか５事業の用地取得事業債の元利償還金を一般会計から繰り入れたものでございます。１枚おめくりいただきまして、３４９，３５０ページを御覧いただきまして、１款１項の公債費は、歳入と同じく常名虫掛線街路事業ほか５事業の用地取得事業債の償還金でございます。ページとびまして、５１１ページをお願いいたします。５１１ページの下が、公共用地先行取得事業の実質収支に関する調書でございますが、歳入、歳出ともに５億７，４８０万７，０００円となり、実質収支につきましては、０円となっております。公共用地先行取得についてはここままで、続きまして３５３，３５４ページをお願いします。駐車場事業特別会計につきまして、御説明いたします。まず、歳入の収入済額でございますが、１億３，８８６万６，３８７円となっております。１枚おめくりいただきまして、３５５，３５６ページを御覧いただきまして、歳出の支出済額でございますが、１億３，５０６万３，２９３円です。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、３５９，３６０ページをお願いいたします。歳入の一覧です。１目１節駐車場使用料は、６箇所あります市営駐車場の駐車場利用料金で、対前年度比１０３．１パーセントで、約４１７万円の増額となっております。歳出につきまして、御説明いたします。３６１，３６２ページをお願いします。１目業務管理費は、６箇所の駐車場の維持管理に要する経費で、執行率９４．９パーセントです。予備費からの充用については、駐車場使用料に係る消費税が、当初予算見込みより

増加したためです。１３節委託料は、駐車場の管理運営及び駐車所設備の保守点検等６件の委託です。１４節使用料及び賃借料は、土浦駅東口及び荒川沖駅東西口にありますパークロック駐車場の精算機などの管制システム機器のリース料及び駅東西駐車場のＬＥＤ照明器具の賃借料です。１５節工事請負費は、駅西駐車場泡消火管塗装工事、カメラ交換工事ほか２件を実施したものです。３６３，３６４ページをお願いします。２５節積立金は、財政調整基金積立金へ積立を行い、今後の施設の大規模改修及び機器更新等に備えるものです。２款公債費は、土浦駅西駐車場建設費の償還金です。恐れ入りますが、５１２ページをお願いいたします。上の箱が駐車場事業の実質収支に関する調査です。歳入総額１億３，８８６万６，０００円歳出総額１億３，５０６万３，０００円差引３８０万３，０００円です。翌年度への繰越すべき財源は、０円となり、実質収支は、３８０万３，０００円です。駐車場事業特別会計の説明につきましては以上となります。

○和田下水道課長 下水道事業特別会計について御説明いたします。はじめに、下水道事業特別会計につきましては、令和２年度から公営企業会計に移行しましたことから、令和２年３月３１日をもって打切り決算とさせていただきましたので、この度の決算額は、通常の出納整理期間となります５月末日までの収支は、含まれませんのであらかじめ御報告させていただきます。４７１，４７２ページをお願いいたします。下水道事業特別会計における歳入の一覧でございます。１款分担金及び負担金から８款市債までの歳入総額につきましては４７２ページの収入済額の合計欄のとおり４５億１，５５０万余円で、３０年度との比較では、９８万余円の微増でございます。続きまして、４７３，４７４ページをお願いします。こちらは、歳出の一覧でございます。１款下水道費から３款予備費までの歳出合計につきましては、４７４ページの支出済額の合計欄のとおり、４２億９，１８７万余円でございます。３０年度との比較で、下水道管理費は減でございますが、下水道建設費及び公債費が共に増でございましたので、合計で２億７２５万余円の増となりましたことから、割合で申し上げますと、４．６パーセントの増でございます。歳入と歳出の詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。４７７，４７８ページをお願いいたします。上段の１目でございます。受益者負担金は、公共下水道、汚水管渠^{かんきょ}の整備により、宅地などからの排水が下水道本管に流せる環境となった土地に対し、整備に係る事業費の一部を、所有地の面積に対して御負担いただくものでございます。令和元年度の状況でございますが、現年度の調定件数が５０１件で、収納率は９３．７パーセントでございました。また、支払いが滞っておられる方につきましては、督促状でのお願いや、戸別訪問の実施により、１１１件分で、２０３万余円の納付をいただいております。続いて、使用料の１目下水道使用料でございます。下水道使用料は、ご家庭などからの汚水、雑排水の量に対して、使用料をご負担いただくものでございます。収入状況につきましては、現年度分が９０．６パーセント、過年度分

が37.6パーセント、合計で89.4パーセントの収入でございます。また、不納欠損につきましては、下水道を使用されていた方の死亡や転居による所在不明などから、568世帯分で480万余円ございましたので、引き続き訪問徴収などの実施により、料金の回収に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。続きまして、下段の下水道費国庫交付金につきましては、汚水事業及び雨水整備事業に対する交付金の内示額が当初予算に対し、増となりましたことから、増額補正をしております。479、480ページをお願いいたします。県支出金の1目下水道費県補助金は、森林湖沼環境税を財源とした宅地内の排水設備に対する県の補助金でございますが、平成30年度からの補助対象基準の拡充があったことや、元年度につきましては、県の充当額の増がございましたので、増額補正をいただいております。なお、元年度の接続実績でございますが、接続補助の利用件数は70件でございます。つぎの一般会計繰入金でございますが、下水道事業の執行に要する財源の不足分につきまして、一般会計から繰入れたものでございます。続いて、繰越金は、決算余剰金と工事などの繰越財源でございます。次の、諸収入の1目公共下水道事業費受託事業収入は、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴いました、既設污水管の移設費用における、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合からの受託費でございます481、482ページをお願いいたします。上段の1目雑入は、神立駅西口の区画整理事業に伴う、污水管の移設工事につきまして、整備期間中に施工業者が倒産したため、工事請負費の前払金などにつきまして、保証会社より返還を受けたものでございます。続きまして、市債の1目下水道費債は、工事費などの起債でございます。財政融資資金や銀行などからの借入金でございます。また、補正予算につきましては、公共下水道の汚水と雨水事業における国庫補助金の増額及び流域下水道の建設負担金の増に伴い、起債額につきましても、増額補正を行ったものでございます。歳入につきましては、以上でございます。続きまして、歳出につきまして御説明いたします。483、484ページをお願いいたします。下水道費の1目下水道総務費は、下水道事業の運営における、経常的な経費でございます。執行率は、94.6パーセントでございます。補正につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。主な歳出について説明いたします。8節報償費は、受益者負担金を一括で収められた方に対する、前納報奨金で、279件分でございます。13節委託料は、受益者負担金に係る電算業務における委託料、及び令和2年度より地方公営企業法に移行するための準備に係る業務委託料でございます。下段の27節公課費は、下水道使用料収入における、消費税納付金でございます。平成30年度の納付確定分と令和元年度の間納付金の合計額でございます。485、486ページをお願いいたします。2目の下水道維持費は、下水道管渠やポンプ場施設などの維持管理に係る経費、及び下水道使用料金の徴収業務などでございます。補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。主な説に

ついて、御説明いたします。１１節需用費は、ポンプ場の運転に係る電気料や施設の修繕など、７３件分でございます。１２節役務費は、ポンプ場施設、及びマンホールポンプの緊急通報のための通信費、並びに手数料は、下水道料金のコンビニ収納やクレジット決済に係る事務手数料でございます。１３節委託料の主なものにつきましては、下水道料金の徴収委託料のほか、市内１０箇所のポンプ場施設の運転管理及び市内の^{かんきよ}管渠路線に設置された１４２箇所のマンホールポンプの維持管理に係る委託料などがございます。また、下段の下水道施設点検調査委託料は、施設の老朽化に伴う改築計画に関し、事前調査を行ったものでございます。１４節使用料及び賃借料は、ＪＲ常磐線敷地における下水道施設の占用など、土地の借地料でございます。続きまして、４８７、４８８ページをお願いいたします。１５節工事請負費は、ポンプ場の維持工事や公共汚水^{かんきよ}柵の設置工事及び下水道管路の長寿命化のための管渠更生工事などを行ったものでございます。

１９節負担金補助及び交付金については、主に霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金でありますが、本市の公共下水道が県の霞ヶ浦浄化センターで処理されておりますことから、茨城県へ処理費用を支払うものでございます。なお、汚水の処理料金につきましては、１立方メートル当たり税抜きで６０円でございます。元年度の処理水量は約１、４５０万立方メートルでございました。続いて、３目の水洗化普及費でございます。水洗化普及を促すための、小中学校が対象の下水道促進コンクールの実施や、水洗化促進のための接続補助の経費でございます。昨年の下水道促進コンクールにつきましては、ポスターや作文など、４、４６４点の応募をいただき、８月２４日に茨城県環境科学センターで式典を取り行ったところでございます。８節の報償費から１４節の使用料及び賃借料までは、下水道コンクールの表彰式典に関する経費でございます。１９節負担金補助及び交付金は、森林湖沼環境税を活用した、県からの補助金による下水道接続補助、７０件分でございます。続きまして、下段の２項、下水道建設費につきまして、４８９、４９０ページをお願いいたします。下水道建設費の１目公共下水道整備費事業費でございます。公共下水道整備事業費は、^{かんきよ}汚水管渠、及び雨水排水施設の整備に係る費用でございます。補正予算は、主に、国庫補助金の交付額の増に伴う補正でございます。また、執行率は６７．２パーセントでございます。翌年度繰越額に記載の、継続費の^{ていじ}通次繰越は、東筑波工業団地内で施工中の汚水ポンプ場新設に伴う工事費でございます。それでは、主な節について御説明いたします。１３節委託料は、東筑波新治工業団地内に新設しております、汚水ポンプ場の実施設計や国道６号バイパス整備に伴う既設^{かんきよ}管渠の移設設計及び現在、ＪＲ東日本にて施工しております、神立菅谷雨水幹線の常磐線横断工事委託などがございます。１５節工事請負費は、東筑波工業団地内のポンプ場新設工事のほか、上大津地区・右碓地区・荒川沖地区につきまして、１３件の^{かんきよ}汚水管渠の布設工事

を実施したものでございます。また、雨水整備につきましては、木田余地区で継続しております雨水幹線及び神立菅谷雨水幹線の調整池などの整備工事でございます。491、492ページをお願いいたします。22節補償補填及び賠償金は、木田余雨水幹線の整備に伴う道路拡幅に支障となりました、井戸などの移設費用でございます。続いて、2目の流域下水道事業につきましては、県事業に係る建設負担金でございますが、県の霞ヶ浦浄化センターの改築や更新などの工事につきまして、本市を含めました湖北流域の関係4市1町にて事業費の一部を負担するものでございます。なお、事業費の割合は、国費が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を4市1町にて負担するもので、本市の負担率は、45.51パーセントでございますが、元年度は、県施設の耐震化や更新工事費の増額により、負担金につきましても増額補正をしたものでございます。続きまして、公債費の1項、公債費は、市債の元金と利子の償還金でございます。令和元年度末の市債残高は、187億8,925万余円でございます。前年度比で、約8億630万余円の減でございます。1目の元金は、約定償還金と借入れの際に10年後の借換条件がなされた、過年度借換条件付発行債繰上償還金でございます。最後に、514ページの実質収支をお願いします。上の表が、下水道事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額が、45億1,550万1千円、歳出総額が、42億9,187万2千円、歳入歳出の差引額が、2億2,62万9千円、繰越財源を差し引きしました、実質収支は、2億309万3千円でございます。30年度との比較で、実質収支が大幅に多額となっておりますが、理由としましては、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴いまして、3月31日付で打ち切り決算としておりますので、出納整理期間に支払う財源を含んだ収支額となっております。下水道事業特別会計の説明は以上でございます。続いて農業集落排水事業特別会計でございます。歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじめに、農業集落排水事業の概要でございますが、農村地域における、生活環境の向上と河川や湖沼の水質保全のため、旧土浦地区に4箇所、旧新治地区に2箇所の、合計、6箇所の污水处理施設が整備されており、各ご家庭からの污水排水を浄化処理しております。495、496ページをお願いします。歳入の総括表でございます。1款の、分担金及び負担金から、6款の諸収入までの歳入総額につきまして、496ページの収入済額の合計欄のとおり、1億1,625万余円は、予算現額に対して96.0パーセントの収入率でございます。詳細につきましては、事項別明細書のなかで説明させていただきます。497、498ページをお願いします。歳出の総括表でございます。1款の農業集落排水事業費から、3款の予備費まで、支出済額、合計の1億1,566万余円は予算現額に対して、95.5パーセントの執行率でございます。詳細は、事項別明細書のなかで説明をさせていただきます。501、502ページをお願いします。事項別明細書の歳入でございます。上段の分担金及び負担金の1目受益者分担金は、整

備事業費の一部を受益者に負担していただくものでございます。補助事業５パーセント、単独事業２５パーセント現在、各処理施設の整備事業が完了しておりますので、新規の加入者に対しましては、条例に定めた負担額をご負担いただいております。元年度は、西部地区と東部地区におきまして、合計で７件の新規加入者がございましたので、受益者分担金をいただいております。続きまして、使用料及び手数料の１目農業集落排水使用料は、６地区の処理区域合計の１、１２３件分の使用料でございます。料金形態につきましては、基本料金の月３、０００円に、人数割の１人当たり２５０円を加算した額を納めていただいております。備考欄に記載の現年度分の使用料収納率で９８．３パーセント、滞納繰越分が７．３パーセント、合計で７７．１パーセントでございます。滞納分につきましては、公共下水道と同じく、督促状でのお願いや、戸別訪問を行い、徴収に努めております。続いて、県支出金の１目農業集落排水事業費補助金は、排水処理施設からの排水に含まれる、リンの含有量を低下させる薬品代などに対する補助金でございます。また、下段の１目農業集落排水事業費交付金は、供用開始後、２０年が経過した処理施設の改修などが交付対象となりますが、元年度は、農山漁村地域整備交付金の活用により、菅谷町地内の東部処理場の機能診断調査を実施したものでございます。続きまして、５０３、５０４ページをお願いします。繰入金の１目一般会計繰入金における、補正予算でございますが、昨年、本県に接近しました台風１９号の影響により、白鳥地内のマンホールポンプの制御盤が傾いたことから、補修費用について増額補正したものでございます。続いて、諸収入の１目雑入でございます。備考欄の福島原子力発電所の事故に伴う損害賠償金は、元年度に支出しました、処理場汚泥の放射能測定費に対する原子力損害賠償金でございます。歳入につきましては、以上でございます。続きまして歳出について、御説明いたします。５０５、５０６ページをお願いします。農業集落排水事業費の１目農業集落排水事業管理費は、処理場６箇所と中継ポンプ６箇所及び管路施設の維持管理費でございます。主な節について、御説明いたします。１１節需用費の消耗品費は、主に、リンを除去するための薬品代でございます。光熱水費は、処理場施設や中継ポンプ施設の運転に係る電気料などでございます。１３節委託料は、処理場や中継ポンプの維持管理委託料などでございます。備考欄に記載の、脱水汚泥運搬及び処分委託料は、堆肥化施設までの運搬と処分費用でございます。脱水汚泥成分分析委託料は、堆肥化のための汚泥成分の分析でございます。続いて、マンホールポンプ維持管理委託料は、排水管路施設に設置されたマンホールポンプ、６６箇所の維持管理委託でございます。続いて、下段から３行目処理施設維持管理委託料は、処理場６箇所の機械、電気設備などの運転と水質管理を委託したものでございます。また、使用料徴収委託料は、公共下水道と同じく、徴収業務を委託したものでございます。５０７、５０８ページをお願いします。１５節の工事請負費は、排水処理施設の機器の更新工事や

農業集落排水に新規加入されるお宅の汚水桝設置工事などの費用でございます。続いて、公債費の1項、公債費は、財政融資資金や地方公共団体金融機構への償還金の元金と利子分でございます。

なお、令和元年度末の市債残高につきましては、2億2,018万6,000余円でございます。最後に514ページの実質収支をお願いします。下の表が、農業集落排水事業の実質収支に関する調書でございます。歳入総額が、1億1,625万2,000円、歳出総額が、1億1,566万9,000円、歳入歳出の差引額が、58万3,000円、繰越財源はございませんでしたので、実質収支は、58万3,000円でございます。以上が農業集落排水事業の説明でございますので、よろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ここまでで御意見、御質問はございますでしょうか。

○**平石委員** 駐車場なんですけれども、先ほど使用料の方が、前年度に比べて417万増額になったとありましたが、29年度から30年度も、200万位増えていると思うんですが、要因が分かれば教えてください。

○**室町公園街路課長** 主な要因として考えられるのは、昨年度7月に、料金の見直しを行いました。定期料金を月1万円、あと1日の上限を1,000円ということで下げましたところ、かなり量が増えました。なお、今後状況リビングのほうにチラシを入れてまた増えてくれたらいいと思ってございます。

○**柏村委員** 下水道で、488ページの負担金19節のものと492ページの受益負担金の負担金を説明してください。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます、柏村委員の方からご質問がございました霞ヶ浦湖北流域下水道事業の負担金につきましては、流域下水道事務所内の回収ですとか長寿命化に対しまして、関係しております湖北流域の、先ほど説明させていただきました、4市1町と説明させていただきましたが、土浦市、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の4つと、阿見町が含まれるものです。こちら、人口の割合に応じまして整備費用の1部を負担しております。この中には県からの負担額と国からの補助金、それに市町村からの負担額を含めた形で整備を進めているところでございます。説明は以上でございます。

○**柏村委員** これも、少子高齢の中で、下水の使用量と水量を出していただけますか。

○**勝田委員長** それでは後日資料でお出しいただけますか。

○**和田下水道課長** 申し訳ございません、使用量の方なんですけれども量的には昨年は、約1,450万立方メートル、この中には汚水の分流式と合流式がございますので、昨年はこの量でございます。また維持管理の負担金は、汚水の支払いにつきましては1立方メートル当たり60円を支払っております。また雨水については1立方メートル当た

り5円となります。どうしても合流環境がございますので、雨水も一緒に合流してしまいますので、その額に消費税を含めた額60円で消費税を含めた66円、雨水については5.5円の料金で県のほうへ支払っているものでございます。

○**柏村委員** 今の説明は分かりました。水を見るのには、それなりのデータが、例えば、10年スパンであれば出していただきたい。

○**和田下水道課長** 後日資料を提出させていただきます。

○**柏村委員** 504ページの、福島原発に対する損害賠償金は分かりましたけれど、ほかに、福島原発に伴っての賠償金はあるんですか。ほかの課で、水道とか。

○**勝田委員長** ここにいらっしゃる担当課で、福島原発に関する損害賠償金があるかというのはございますか。

○**佐藤農林水産課長** 農林水産課でございますが、決算書の86ページにございますイノシシが原子力被害で放射能の関係で猟ができなくなったということで22年度の基準額と比べて増えた額について保証をいただいているというものがございます。

○**黒須水道課長** 水道課は、ございません。

○**内田委員** 農集で、2,000万償還金を返しているわけですが、聞き逃したんですけど、残高はどのくらいあるんですか。

○**和田下水道課長** 約2億2000万円程ございます。

○**内田委員** ありがとう。

○**勝田委員長** ほかにございませんか。それでは12時を過ぎてるんですが進行状況がスムーズでございますので引き続きよろしいでしょうか。認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定について御説明をお願いします。

○**黒須水道課長** 水道事業会計決算につきまして、別冊になります水道事業会計決算書の1ページから御説明申し上げます。恐れ入りますが1ページをお開きください。令和元年度の水道事業決算報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の決算額は、予算額に対し、収入率は97.7パーセントでございました。第1項営業収益の決算額が予算額に比べて大きな減となっておりますが、この要因は、大口使用者の井戸水併用や節水により使用水量が減少したことによるものでございます。なお、昨年度の収入額に比べますと、約7,600万円の減となっております。次の営業外収益につきましては、工事、負担金、戻入などが主なもので、ほぼ前年度と同額の計上となっております。次の特別利益につきましては、退職給付引当金の取り崩しを行ったものでございます。続いて、支出でございますが、第1項、営業費用の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額補正でございます。次に、表右側にございます不用額でございますが、営業費用の不用額は、金額の大きな漏水修理や配水場の機械設備などの修理が少なかったことなどが主な要因でございます。

次に、(2)の資本的収入及び支出の収入について、御説明いたします。第1款資本的収入第1項企業債は、地方公共団体金融機構からの借入で予算額に比べ、決算額が1億円の減になっておりますが、これは、令和2年度へ繰越した工事等の財源分で、工事完成後に借り入れいたします。次に、支出でございますが、第1款資本的支出第1項建設改良費の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額補正でございます。また、右側の翌年度繰越額でございますが、令和元年度から令和2年度に繰り越しをいたしました工事14件と実施設計業務委託4件分でございます。不用額につきましては、量水器購入費や固定資産購入費などの契約差金が多なものでございます。次に、欄外一番下に記載してございますが、収入に対する支出の不足額9億2,100万余円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。続きまして、3ページをお願いします。損益計算書でございます。損益計算書は、期間中の営業活動によって、どれだけの利益があったかを示すものでございます。表の下から4段目を御覧ください。当年度純利益は、1億7,880万7,442円となりました。前年度比3,574万余円の増となっております。この純利益に、下から2段目のその他、未処分剰余金変動額4,531万1,021円を加えた当年度未処分利益剰余金は、一番下の欄でございますが、2億2,411万8,463円となりました。次に5ページをお願いします。当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、下の表令和元年度土浦市水道事業剰余金処分計算書案のとおり、2億2,411万8,463円を資本金に組入れたいと存じますので、よろしくお願いいたします。次に7ページ、8ページをお願いします。貸借対照表でございます。この表は、全ての資産、負債、資本を表示することにより、水道事業の財政状態を明らかにし、投資された資本がどのように運用されているかを示すものでございます。この中、7ページ下から6行目2の流動資産の(2)未収金が3億2,860万余円ございますが、この未収額には、令和2年3月分の水道使用料金の調定額2億6,050万余円が含まれており、4月以降に納入されますが、水道企業会計は3月末で出納閉鎖となることから、当決算では未収金となっておりますのでございます。次に10ページをお願いします。令和元年度の水道事業報告でございます。まず、アの業務の状況ですが、給水件数は、前年度に比べて1,582件の増、給水人口は、306人の減少となりました。また、年間総配水量は、前年度比で、約37万3,000立方メートルの減、年間総有収水量は、前年度比、約24万8,000立方メートルの減となりました。また、給水区域内人口における水道普及率は97.5パーセントと、昨年度より0.8ポイント減少いたしました。また、有収率は、94.43パーセントと、昨年度より0.71ポイント向上いたしました。次に、イの建設及び改良事業でございますが、配水管新設及び老朽管の布設替えは、管路延長として、約6.1キロメートルの整備を実施いたしました。また、配水場整備事業につきましては、旧

右配水場撤去工事が、完了いたしました。次に、ウの財政状況でございますが、総事業収益は前年度に比べ、約5,490万円の増、総事業費用は前年度比約1,910万円の増、純利益は、1億7,880万余円で、昨年度に比べ約3,570万円の増となりました。次に19ページをお開き願います。収益費用明細書でございます。最初に、1款水道事業収益は、営業収益営業外収益特別利益の3つの構成からなっておりますが、1項営業収益1目の給水収益は、家事用をはじめ、用途別水道料金収益でございます。前年度と比較いたしますと、先ほど申し上げましたとおり、給水収益は、全体で7千900万余円の減収でございました。次に、2目受託工事収益は、被害漏水修理工事及び道路や下水道工事に伴う水道管の移設工事 負担金等でございます。138万余円の増となっております。次に3目その他営業収益は、各家庭等への引込み工事に伴う設計審査等の収益でございます。同じく、他会計負担金は、消火栓付け替工事に係る一般会計負担金です。続いて、2項営業外収益の1目受取利息は、保有しております銀行預金の利息でございます。続いての2目長期前受け金戻入は、除却した長期前受け金を収益化したものでございます。次の3目雑収益は、窓口でのコピー代をはじめ、行政財産使用料でございます。続いて3項特別利益は、先ほど、申し上げましたとおり、退職給付引当金の取り崩しを行ったものでございます。以上が、水道事業収益の内訳でございます。続きまして、支出の方になります。同じく19ページ下ほどにあります1款水道事業費用ですが、これは営業費用営業外費用及び特別損失の3つの構成となっております。はじめに、1目原水及び受水費でございますが、これは、県からの浄水の購入費用及び新治配水場などの維持管理経費さらに、事務的経費の支出でございます。続きまして、20ページをお願いします。この中、13節動力費は、新治配水場及び増圧機場の電気料でございます。16節の受水費は、県水道事務所からの浄水購入費用でございます。2目の配水及び給水費は、水道施設 維持管理経費及び職員の人件費と事務的経費でございます。この主なものといまして、12節委託料の中、配水業務委託料は、大岩田配水場において、市内の4配水場などのポンプ運転等の集中管理及び保守管理業務委託でございます。次に、15節修繕費の中、漏水等配水管修理ですが、管の老朽化が主な原因となっております、令和元年度配水管等の漏水発生は75件ございました。続きまして21ページをお願いします。3目の受託工事費でございます。これは水道管の移設工事費及び臨時職員の人件費と事務的経費でございます。4目業務費は、水道料金徴収業務に係る経費及び職員の人件費と事務的経費でございます。この中、主なものといまして11節の委託料は、水道料金徴収業務全般に係る委託費用でございます。続きまして、5目の総係費は、管理業務に係る経費及び職員の人件費と事務的経費でございます。続きまして22ページをお願いします。6目の減価償却費ですが、これは、各配水場の施設及び配水管、さらには、機械、電気設備などの減価償却費用でございます。

続いて、7目の資産減耗費は、老朽管布設替や設備更新に伴い資産を処分したことにより、帳簿上から資産価格を減額した費用でございます。続いて2項の営業外費用の1目支払利息は、水道施設などの工事費用に当てております企業債の支払い利息でございます。続いて、3項の特別損失、1目1節の過年度損益修正損は、過年度における漏水等に伴う水道料金の一部減免をした分でございます。続いて、2目の固定資産売却損は、右鞆配水場更新に伴い、土地の一部を市道路課へ道路用地として移管したため、当該面積分の固定資産の減を計上したものです。続きまして23ページをお願いします。資本的収支の明細でございます。まず、1款、資本的収入の1項1目の企業債でございますが、これは、配水管布設工事及び配水場施設整備に係る資金として、地方公共団体金融機構から借入れたものでございます。次に、2項他会計負担金1目1節の一般会計負担金は、神立駅前区画整理事業に伴います配水管布設工事に係る一般会計からの負担金でございます。続いて、3項1目の加入金は、新規の給水管引き込みにおける加入金収入でございます。続いて、資本的支出でございます。まず1項建設改良費1目配水設備費は、水道施設整備に係る経費及び職員の人件費と事務的経費でございます。この主なものとして、16節工事請負費は、配水管の布設や布設替えなどの工事費用でございます。続いて、2目の営業設備費は右鞆配水場撤去工事に伴う家屋調査や水道メーター器の購入、また固定資産購入費は、大岩田配水場のポンプ増設工事と旧右鞆配水場撤去工事費用でございます。次に、2項1目の企業債償還金は、水道管などの施設整備に係る企業債の元金償還分でございます。以上が、令和元年度水道事業報告でございます。

○**勝田委員長** ここまでで御意見、御質問ございますか。

○**柏村委員** 先程の水量のことで、井戸水という話が出てましたね、その状況が分かるのであれば。

○**勝田委員長** 今の質問は、水道使用量が減った要因として、井戸水という話が出たと思うんですが、その話をもう一度よろしいですか。

○**黒須水道課長** 水道料金の減に伴います主なものとして工業用水の減が1番大きな元になっております。主なものとして大口使用者でありますコカコーラ工場の収益が落ちてございます。こちらの原因が井戸水併用を兼ねた節水によるものでございまして、これが1番の原因でございます。以上でございます。

○**柏村委員** 今の話は分かりました。井戸水の活用というのは、一般の家庭でも、水道と兼ねているところがあるようですが、井戸水のほうは検査してるところもあればしていないところもあって、その全貌がよく分からないので、どのくらい昔あったのか調べていただいたことがあったが、それから10年近くになってますから、それがわかれば出していただきたい。それからその話と関連しまして、私のほうは、地下水の調査をやったことがあるんですね昔。それも同様に予定があるのか教えていただきたい。

○黒須水道課長 井戸水ですと、環境保全課のほうで扱っている案件かと思います。確認してみないとわからないのですが、井戸水の件数について把握してるかどうかと、調査の方をどのくらいやっているかというのは確認してみないと分かりかねます。

○柏村委員 分かりました。

○勝田委員長 ほかにございますか。なきようでしたら、以上で当産業建設分科会に帰宅されました日程の審査は終了いたします。これより委員長報告で取り入れたい事項を検討したいと思いますが、今まで皆様からいただいた意見のほかに、ございますか。ないようであれば、いただいた意見の中から、2件ほど。有害鳥獣の件で、イノシシの捕獲頭数は増えているが、国、県の補助によって、委託料自体は減った件、それから、特別会計の駐車場使用料の増の要因について、昨年の料金見直しについて、件数が増えた件などを取り入れたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○勝田委員長 それでは、分科会全体としての賛否をお伺いします。2点ございます。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について賛成する方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○勝田委員長 全員賛成でございます。全会一致で認定すべきものと決しました。続きまして認定第2号令和元年度水道事業会計決算の認定について賛成される方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○勝田委員長 はい、全員賛成、全会一致と認定いたします。認定すべきものと決しました。そのほかに執行部からございますでしょうか。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。大変恐縮ではございますが、先日9月10日に開催されました産業建設委員会におきまして、土浦新港の使用におきまして、協定書がどのようになっているのか柏村委員から御質問がございましたので、恐縮ですがこの場をお借りしまして御報告いたします。お手元にお配りしております資料をお願いいたします。資料1ページの1にございます大きな丸印。こちらが土浦新港の場所になります。砂利や砂の運搬に使用しておりました道路が、丸印の左上になりますが、点線で示しております道路でございます。続いて2ページ、こちらが当初土浦新港における砂利揚げの場所について、業者ごとにその場所を表示した図面でございます。当初は、3業者ございました。恐れ入りますが3ページをお願いいたします。こちらが平成24年の3月に締結いたしました協定書でございます。こちらの協定書につきましては、主に、土浦新港での砂利、砂の運搬や、土浦新港の利用につきまして地元である湖北一、二丁目と砂利揚げ事業者である土浦荷揚組合、道路管理者である土浦市の3者で締結したものでございます。この3者で締結した協定書につきましては、当初平成14年12

月に1番最初に締結しておりまして、以後、平成19年3月、平成24年3月というように、5年ごとに更新をしているものでございます。協定書の第4条を御覧いただきますと、こちらによるとこの協定書が平成28年度末に、5年後の更新時期を迎えることとなりますが。平成17年にしだ産業という会社が、また平成24年度末に茂木建材という会社が、土浦新港での砂利事業から撤退しております。さらに最後に残っておりまして、寺川砂利につきましても、平成26年5月末をもって撤退しました結果、土浦新港における砂利上げ事業者が全てなくなった状況でございます。これを受けまして、土浦市といたしましては、当時の湖北一、二丁目地区長と協議いたしまして、これまで5年ごとに更新しておりました本協定書につきましては、当事者のうち、乙に当たります砂利上げ事業者がなくなったことにより、効力を失うものと取り扱うこと、また、今回の協定書の更新がないということを、協定書の第5条に基づきまして確認したものでございます。恐れ入ります4ページをお願いいたします。こちらは上から時系列的に経緯をまとめたものとなっております。説明は以上でございます。

○和田下水道課長 同じく、9月10日の産業建設委員会で、柏村委員から御質問がありました件、流域下水道事務所の東側でございます現在土砂が積み上げられた用地につきまして、今後の整備や利用予定につきまして、県の流域下水道事務所へ確認させていただきましたが、現在も引き続き下水道処理施設整備のための事業用地であり、変更はないということでしたので、この場をお借りして御報告させていただきます。

○勝田委員長 ほかにございますか、よろしいですか。

○柳澤委員 下水道課長、小規模事業者も排水基準の対象となるとあったが、それについて説明してください。

○和田下水道課長 排水基準の強化につきましては、昨年辺りから評価していくという情報があります。それはあくまで浄化槽からの水の状況について、高度処理しないと、今の既存の側溝には流せないといった基準で、やはり下水道、公共下水道への接続替えとかの御相談を何件か承っております、その都度どういった方法があるか説明させていただいておりますので、引き続き、問合せがございましたならば、環境衛生課なども含めて、御案内させていただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

○勝田委員長 それと、先程資料の提出をお願いした件につきましては、資料ができ次第、委員の皆様へ配付ということでよろしくお願いいたします。長時間にわたり、慎重なる御審議をいただき、お疲れ様でございました。これで分科会を閉会します。予算決算委員会の全体会は、18日金曜ですので、よろしくお願いいたします。